

## 重要事項説明書

### 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3955-9608 (午前8時30分～午後5時30分)

FAX 03-3955-9660 (24時間受付)

担当 支援相談員

\* ご不明な点は、何でもお尋ねください

### 2 介護老人保健施設「クローバーのさとイムスケアカウピリ板橋」の概要

#### (1) 事業所の名称・所在地等

・事業所名	クローバーのさとイムスケアカウピリ板橋
・開設年月日	平成26年10月1日
・所在地	東京都板橋区仲町1番4号
・電話番号	03-3955-9608
・ファックス番号	03-3955-9660
・代表者	理事長 中村哲也
・介護保険事業所番号	1351980022

#### (2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うことを目的とする施設です。さらに、家庭復帰の場合には療養環境の調整など退所時の支援も行っていますので、安心して退所いただけます。

#### (3) 施設の職員体制 (基準数による)

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	1*			医療
看護職員	9		1	看護業務
薬剤師		0.3		薬剤管理
介護職員	21		4	介護業務
支援相談員	1			相談業務
理学療法士				
作業療法士	2			機能訓練業務
言語聴覚士				
管理栄養士	1			栄養指導
介護支援専門員	1			サービス計画の作成
事務・その他	必要数			事務会計・用務等

\*施設長と兼務

(4) 施設の設備等の概要

定 員	88名	診 察 室	1
居 室	4人室	18室	食 堂 2 (各階)
	個 室	16室	レクリエーションルーム 1 機能訓練室 1
浴 室	一般浴槽	2 (各階)	談 話コナー 2 (各階)
	特別浴槽	1 (各階)	理美容コナー 1 (共用)
相 談 室	5	ボランティアルーム	1 (共用)

3 サービス内容

- ① 身辺介護 食事、着替え、排泄、入浴、清拭、口腔清拭等
- ② 健康管理 体温・脈拍・血圧等の測定、体位変換等
- ③ 比較的安定した病状についての医療 診察、投薬、注射、検査、処置等
- ④ 機能訓練・リハビリテーション 生活動作訓練を中心とした作業療法・理学療法等
- ⑤ レクリエーション 集団レク、合唱・合奏、散歩、誕生会、季節行事等
- ⑥ 相談援助 行政手続代行、入・退所相談等
- ⑦ 理美容 理・美容師による出張サービス
- ⑧ 病状の急変等、治療が必要な場合

協力病院等で必要な治療を受けることができます。

\* 以上、これらのサービスのなかには、利用者の方から基本利用料とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4 利用料金

契約書別紙を参照ください

5 協力医療機関

- ・ 東京都健康長寿医療センター : 東京都板橋区栄町35番2号  
03-3964-1141
- ・ 板橋中央総合病院 : 東京都板橋区小豆沢2-12-7  
03-3967-1181

協力歯科医療機関

- ・ 東京都健康長寿医療センター : 東京都板橋区栄町35番2号  
03-3964-1141
- ・ 菊川おおにし歯科・矯正歯科 : 東京都墨田区立川3-6-12  
ルーチェヴィラ菊川1,2F  
03-3635-2545

## 6 サービスの特徴等

### (1) 運営の方針

高齢者の自立を支援し、居宅における生活への復帰を目指す施設として、明るく家庭的な雰囲気のもとで地域や家庭との結びつきを重視した施設運営を行う。地域に対する公共性、公益性の重要な役割を踏まえて、利用者やその家族に安心、満足、可能性を追求できるケアを提供する。

また、適切な施設介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動など、施設介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

### (2) サービス利用のために

事　項	有無	備　考
男性介護職員の有無	有	
従業者への研修の実施	有	年1回以上の専門研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束の有無	無	生命・身体を保護するため緊急やむをえない場合のみ、同意のうえ行う。
感染症の管理体制	有	感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のため指針を整備し、対策検討会議を月1回以上開催
介護事故に対する安全管理体制	有	施設内で発生した事故について毎月開催される事故対策委員会にて分析し改善策を検討
褥瘡防止対策の体制	有	褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する体制を整備
介護サービス情報の公表	有	指定調査機関による調査（年1回）・公表

## 7 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 午前10時～午後8時（受付の面会届にご記入下さい）
- ・外出・外泊 事前に届出書を記入（外泊は最長で1月につきなか6日）
- ・設備、備品の利用 備え付けのものを利用（無断使用は禁止）
- ・金銭、貴重品の管理 個人管理（破損・紛失・盗難には責任を負いかねます。）
- ・禁止行為
  - ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
  - ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
  - ③職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
- ・飲食物の持ち込み 原則不可（施設で許可したものに限る）
- ・施設外での受診 当施設医師の指示が必要です。
- ・薬の処方 入所中は、施設医師が利用者の状態に合わせて処方します。  
他医療機関にて薬（内服薬・点眼薬・軟膏・湿布等）処方は、できません。
- ・退所希望 1週間前までに（急変時を除く）、退所申込書を提出ください。
- ・その他 持ち物にはすべてご記名ください。

## 8 第三者評価

第三者評価は実施しておりません

## 9 緊急時の対応方法

ご利用者の容態に変化等あった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる。ご家族へは医師の判断のもと連絡します。

## 10 事故発生時の対応について

施設サービス提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに家族や区に連絡と報告をすると共に、必要な措置を講じます。事故内容については状況等を記録し、再発防止に努めます。事故が事業者側の故意過失による場合は損害賠償します。故意過失によらない場合はこの限りではありません。

## 11 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための対策について

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用方法）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

## 12 非常災害対策

・防災時の対応 消防計画規定により生命の安全を最優先に避難します。

・防 灾 設 備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火戸、排煙設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、発電機、通報装置

・防 灾 訓 練 年2回以上

・防 火 管 理 者 荒木 珠子

## 13 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 1階事務所受付意見箱

(2) 当事業所の相談・苦情および高齢者虐待の受付窓口

事務室の各サービスステーションで受け付けています。

〔担当職員〕	施 設 長	丸山 直記
	看 護 部 長	藤田 正恵
	支 援 相 談 員	林 美幸
電 話	03-3955-9608	

(3) 苦情・相談等に対応するための体制・整備

- 支援相談員が、利用契約時に利用者及び家族に対し苦情・相談等の申し出方法について説明する。
- 寄せられた苦情・相談等は支援相談員が受け付け、必要に応じ、施設長、看護部長、事務長に報告する。
- 支援相談員は関係職員に事実確認・再発防止策の立案・実施をさせるとともに、当該利用者・家族との話し合いの場を設けるなど、問題解決に取り組む。
- 支援相談員はその内容や経過などを記録する。

5. 支援相談員は月1回開催のサービス向上委員会（緊急性・重要性の高いケースについては臨時開催）にて、苦情・相談等の内容を報告し問題解決に取り組む。
6. 必要に応じて、東京都社会福祉協議会 福祉サービス適正化委員会や板橋区、その他関係機関への報告、連携し問題解決に取り組む。

#### (4) その他

区役所、国保連の介護保険の窓口でもご相談いただけます。

主な窓口

◇板橋区役所 健康生きがい部介護保険苦情相談室

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

TEL: 03-3579-2079

◇東京都国民健康保険団体連合会 介護保険課

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

TEL: 03-6238-0177 (大代表) FAX: 03-6238-0022

#### 1.4 当法人の概要

法 人 名	医療法人社団 明芳会
代表者役職・氏名	理事長 中村哲也
法 人 所 在 地	東京都板橋区小豆沢2丁目12番7号
法 人 電 話 番 号	03-3967-1181
定款の目的に定めた事業	1. 病院の経営 2. 診療所の経営 3. 介護老人保健施設の経営 4. その他これに付随する業務 訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所 地域包括支援センター・看護学校 その他